| 大阪府地域防災計画（令和４年１月修正）  大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案　新旧対照表 | 修正案  資料３－１ |
| --- | --- |
| 目次  災 害 予 防 対 策  第５節　土砂災害予防対策の推進…133  （略）  第７　宅地防災対策  　　事 故 等 災 害 応 急 対 策  第６節　高層建築物、地下街、市街地災害応急対策 326  　　第１　府の組織動員  　　第２　通報連絡体制  　　第３　火災の警戒  　　第４　市町村  　　第５　府警察  第６　大阪ガス株式会社  （略）  〔総　則〕  第１節　目 的 等  第１　計画の目的  （略）  第３　災害想定  この計画においては、本府の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。また以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。  （略）  第３節　防災関係機関の基本的責務と業務大綱  　　　　　（略）  第２　防災関係機関の業務大綱  １　府  (14) 都市整備部  □地震津波対策に関すること  □河川の整備に関すること  □水防に関すること  □特定地域の潮害に関すること  □ため池の治水活用に関すること  □土砂災害の防止に関すること  □道路の整備に関すること  □道路交通の確保に関すること  □災害危険度判定調査の促進に関すること  □都市公園の整備に関すること  □土木施設の緑化に関すること  □下水道施設の整備に関すること  □公共土木施設等の二次災害の防止に関すること  □斜面判定制度に関すること  □災害復旧事業に関すること  □災害復旧事業に係わる市町村指導に関すること  □防災知識の普及･啓発に関すること  （略）  ~~(17) 建築部~~　（組織改編により都市整備部に移管）  ~~□宅地造成工事規制区域の指定に関すること~~  ~~□宅地防災パトロールの活動に関すること~~  ~~□建築基準法に係る災害危険区域の指定に関すること~~  ~~□建築資材の調達協定に関すること~~  ~~□建築物の耐震化に関すること~~  ~~□密集市街地の整備促進に関すること~~  ~~□建築物等の火災予防に関すること~~  ~~□応急仮設住宅に関すること~~  ~~□応急修理に関すること~~  ~~□管下事業主体の対策調整に関すること~~  ~~□住宅金融支援機構等との連絡に関すること~~  ~~□被災府営住宅の応急対策に関すること~~  ~~□建築物の二次災害の防止に関すること~~  ~~□宅地の二次災害の防止に関すること~~  ~~□被災建築物応急危険度判定制度に関すること~~  ~~□被災宅地危険度判定制度に関すること~~  ~~□住宅相談に関すること~~  ~~□大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法に関すること~~  ~~□公営住宅復旧計画に関すること~~  ~~□住宅復興計画の策定・推進に関すること~~  ~~□被災住宅に対する災害特別融資に関すること~~  （略）  (18) 会計局  □緊急時の財務処理に関すること  (19) 教育庁  （略）  ５　指定地方行政機関  (1) 近畿管区警察局  (2) 近畿総合通信局  (3) 大阪管区気象台  (4) 近畿財務局  (5) 近畿厚生局  (6) 大阪労働局  (7) 近畿農政局  (8) 近畿農政局（大阪府拠点）  (9) 近畿中国森林管理局  (10) 近畿経済産業局  (11) 中部近畿産業保安監督部近畿支部  (12) 近畿地方整備局  (13) 近畿運輸局  (14) 大阪航空局  (15）近畿地方測量部  (16) 第五管区海上保安本部（大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地）  (17) 近畿地方環境事務所  (18) 近畿中部防衛局  ７　指定公共機関及び指定地方公共機関  (1) 日本郵便株式会社近畿支社  (2) 西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）、日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線運行本部）（以下「西日本旅客鉄道株式会社等」という。）  (3) 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケ－ションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社ＮＴＴドコモ（関西支社）（以下「西日本電信電話株式会社等」という。）  (4) 日本銀行（大阪支店）  (5) 日本赤十字社（大阪府支部）  (6) 日本放送協会（大阪~~拠点~~放送局）  (7) 西日本高速道路株式会社（関西支社）  (8) 独立行政法人水資源機構（関西・吉野川支社）  (9) 阪神高速道路株式会社  (10) ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）  (11) ソフトバンク株式会社  (12) 大阪ガス株式会社  (13) 日本通運株式会社（大阪支店）  (14) 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社  (15) 新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）  (16) 独立行政法人国立病院機構 近畿グループ  （新設）  (17) 地方独立行政法人大阪府立病院機構  (18) 各土地改良区  (19) 各水防事務組合  (20) 各地方鉄道・軌道、各乗合旅客自動車運送事業者  (21) 一般社団法人大阪府医師会  (22) 一般社団法人大阪府歯科医師会  (23) 一般社団法人大阪府薬剤師会  (24) 公益社団法人大阪府看護協会  (25) 公益財団法人大阪府消防協会  (26) 各民間放送株式会社  (27) 一般社団法人大阪府トラック協会  (28) 大阪府道路公社  (29) 一般社団法人大阪府ＬＰガス協会  (30) 大阪広域水道企業団 | 目次  　災 害 予 防 対 策  第５節　土砂災害予防対策の推進…133  （略）  第７　宅地造成及び盛土等対策  事 故 等 災 害 応 急 対 策  第６節　高層建築物、地下街、市街地災害応急対策 326  　　第１　府の組織動員  　　第２　通報連絡体制  　　第３　火災の警戒  　　第４　市町村  　　第５　府警察  第６　大阪ガスネットワーク株式会社  （略）  〔総　則〕  第１節　目 的 等  第１　計画の目的  （略）  第３　災害想定  この計画においては、本府の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。また、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮するものとする。  （略）  第３節　防災関係機関の基本的責務と業務大綱  　　　　　（略）  第２　防災関係機関の業務大綱  １　府  (14) 都市整備部  □地震津波対策に関すること  □河川の整備に関すること  □水防に関すること  □特定地域の潮害に関すること  □ため池の治水活用に関すること  □土砂災害の防止に関すること  □道路の整備に関すること  □道路交通の確保に関すること  □災害危険度判定調査の促進に関すること  □都市公園の整備に関すること  □土木施設の緑化に関すること  □下水道施設の整備に関すること  □公共土木施設等の二次災害の防止に関すること  □斜面判定制度に関すること  □災害復旧事業に関すること  □災害復旧事業に係わる市町村指導に関すること  □防災知識の普及･啓発に関すること  □宅地造成工事規制区域の指定に関すること  □宅地防災パトロールの活動に関すること  □建築基準法に係る災害危険区域の指定に関すること  □建築資材の調達協定に関すること  □建築物の耐震化に関すること  □密集市街地の整備促進に関すること  □建築物等の火災予防に関すること  □応急仮設住宅に関すること  □応急修理に関すること  □管下事業主体の対策調整に関すること  □住宅金融支援機構等との連絡に関すること  □被災府営住宅の応急対策に関すること  □建築物の二次災害の防止に関すること  □宅地の二次災害の防止に関すること  □被災建築物応急危険度判定制度に関すること  □被災宅地危険度判定制度に関すること  □住宅相談に関すること  □大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法に関すること  □公営住宅復旧計画に関すること  □住宅復興計画の策定・推進に関すること  □被災住宅に対する災害特別融資に関すること  （略）  (17) 会計局  □緊急時の財務処理に関すること  (18) 教育庁  （略）  ５　指定地方行政機関  (1) 近畿管区警察局  (2) 近畿総合通信局  (3) 近畿財務局  (4) 近畿厚生局  (5) 大阪労働局  (6) 近畿農政局  (7) 近畿農政局（大阪府拠点）  (8) 近畿中国森林管理局  (9) 近畿経済産業局  (10) 中部近畿産業保安監督部近畿支部  (11) 近畿地方整備局  (12) 近畿運輸局  (13) 大阪航空局  (14）近畿地方測量部  (15) 大阪管区気象台  (16) 第五管区海上保安本部（大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地）  (17) 近畿地方環境事務所  (18) 近畿中部防衛局  ７　指定公共機関及び指定地方公共機関  (1) 独立行政法人国立病院機構 近畿グループ  (2) 独立行政法人水資源機構（関西・吉野川支社）  (3) 日本銀行（大阪支店）  (4) 日本赤十字社（大阪府支部）  (5) 日本放送協会（大阪放送局）  (6) 西日本高速道路株式会社（関西支社）  (7) 阪神高速道路株式会社  (8) 新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）  (9) 西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）、日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線運行本部）（以下「西日本旅客鉄道株式会社等」という。）  (10) 西日本電信電話株式会社（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケ－ションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社ＮＴＴドコモ（関西支社）（以下「西日本電信電話株式会社等」という。）  (11) 日本郵便株式会社近畿支社  (12) 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社  (13) 日本通運株式会社（大阪支店）  (14) 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社  (15) ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）  (16) ソフトバンク株式会社  (17) 楽天モバイル株式会社  □電気通信設備の整備と防災管理に関すること  □応急復旧用通信施設の整備に関すること  □津波警報、気象警報の伝達に関すること  □災害時における重要通信確保に関すること  □携帯電話料金の減免に関すること  □被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること  □「災害用伝言板サービス」の提供に関すること  (18) 各土地改良区  (19) 各水防事務組合  (20) 各地方鉄道・軌道、各乗合旅客自動車運送事業者  (21) 一般社団法人大阪府医師会  (22) 一般社団法人大阪府歯科医師会  (23) 一般社団法人大阪府薬剤師会  (24) 公益財団法人大阪府消防協会  (25) 各民間放送株式会社  (26) 一般社団法人大阪府トラック協会  (27) 大阪府道路公社  (28) 一般社団法人大阪府ＬＰガス協会  (29) 地方独立行政法人大阪府立病院機構  (30) 大阪広域水道企業団  (31) 公益社団法人大阪府看護協会 |
|  |  |

| 大阪府地域防災計画　基本対策編（令和４年１月）  大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案　新旧対照表 | 修正案 |
| --- | --- |
| 〔災害予防対策〕  第１章　防災体制の整備  第１節　総合的防災体制の整備  　　　　　（略）  第１　組織体制の整備  １　府の組織体制の整備  （略）  (1) 平常時から活動する組織  （略）  イ　大阪府防災・危機管理対策推進本部  府の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。  〔組織〕  本部長　　　知事  副本部長　　副知事（３名）、危機管理監  本部員　　　副首都推進局長、政策企画部長、企画室長、報道監、危機管理室長、万博推進局長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、ＩＲ推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、~~建築部長、~~会計管理者、教育長、警察本部副本部長  (2) 災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織  （略）  イ　大阪府防災・危機管理指令部  災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、府域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。  〔組織〕  指令部長　　　　危機管理監  指令部副部長　　危機管理室長、事業管理室長  指令部員　　　　政策企画総務課長、企画室政策課参事、広域調整室事業推進課長、広域調整室空港課長、危機管理室防災企画課長、危機管理室災害対策課長、危機管理室消防保安課長、財政課長、法務課長、人事課長、庁舎室庁舎管理課長、スマートシティ戦略総務課長、府民文化総務課長、企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室森づくり課長、農政室整備課長、水産課長、都市整備総務課長、事業管理室事業企画課参事、道路環境課長、河川環境課長、大阪都市計画局総務企画課長、大阪港湾局計画調整担当課長、~~建築総務課長、~~会計総務課長、教育総務企画課長  （略）  ウ　大阪府災害警戒本部  大阪府災害警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき、震度５弱又は震度５強を観測したとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。  〔組織〕  本部長　　　　　知事  副本部長　　　　副知事（３名）、危機管理監  本部員　　　　　政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、ＩＲ推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、~~建築部長、~~会計管理者、教育長  （略）  エ　大阪府災害対策本部  防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき、震度６弱以上の震度を観測したとき、特別警報が発表されたとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。  〔組織〕  本部長　　　　　知事  副本部長　　副知事（３名）、危機管理監  本部員　　　政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、ＩＲ推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、~~建築部長、~~会計管理者、教育長、警察本部副本部長  （略）  カ　大阪府水防本部（「大阪府水防計画」参照）  水防を総括するために設置する。  〔組織〕  水防本部長　　知事  副本部長　　　副知事（都市整備部担当）、危機管理監  指揮監　　　　都市整備部長、環境農林水産部長、危機管理室長、大阪港湾局長  指揮監付　　　都市整備部技監、都市整備部次長、事業管理室長、河川室長、環境農林水産部次長、災害対策課長、大阪港湾局理事  指揮班長　　　事業管理室事業企画課参事  （略）  キ　震災応急対策連絡会議の設置  府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策連絡会議を設置する。  なお、必要に応じて構成員を追加する。  （ア）組織及び運営  ａ　組織構成  大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第3師団第3部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力送配電株式会社~~地域コミュニケーション部地域コミュニケーショングループ~~、大阪ガス株式会社~~中央保安指令部~~、西日本電信電話株式会社大阪支店~~災害対策室~~  （略）  （新設）  ４　その他の防災関係機関の組織体制の整備  （新設）  （略）  第２　防災拠点機能の確保・充実  府、市町村をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。  　（略）  第７　防災に関する調査研究の推進  　　　　　　　　　　（略）  また、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。  なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。  （新設）  （略）  第２節　情報収集伝達体制の整備  （略）  第１　災害情報収集伝達システムの基盤整備  （略）  ２　無線通信施設の整備  （略）  (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関  ア　西日本電信電話株式会社等無線の整備充実  孤立防止用無線  イ　大阪ガス株式会社無線の整備充実  （略）  第３　災害広報体制の整備  放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。  また、府及び市町村は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。  （新設）  第３節　消火・救助・救急体制の整備  （略）  第５　連携体制の整備  府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊等は相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。  　　　　　（略）  第５節　緊急輸送体制の整備  （略）  第１　陸上輸送体制の整備  （略）  ２　緊急交通路の整備  道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。  また、河川管理者（国土交通大臣）は、緊急交通路の補完的機能を果たし、河川（淀川）における船着場と一体的に機能する緊急用河川敷道路の整備に努める。  （略）  第３　水上輸送体制の整備  （略）  ２　河川における船着場の整備  河川管理者は、災害時において、陸上輸送に代わり河川を利用した緊急物資の輸送と荷役及び人員の輸送を円滑に行なうため、背後に多くの住民が生活する都市河川に船着場を整備する。  （略）  第６節　避難受入れ体制の整備  （略）  第１　避難場所、避難路の指定  （略）  ２　その他の避難場所及び避難路の指定  津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。  避難場所・避難路の指定にあたり、市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。  第３　指定避難所等の指定、整備  （略）  １　指定避難所の指定  （略）  (4) 市町村は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。  さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。（新設）  （略）  第５　避難指示等の事前準備  （略）  避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 警戒レベル | 居住者等がとるべき行動 | 行動を居住者等に  促す情報 | 住民が自ら行動をとる際の  判断に参考となる情報 （警戒レベル相当情報） | | 警戒レベル１ | 災害への心構えを高める  ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。 | 早期注意情報 （気象庁が発表） |  | | 警戒レベル２ | 自らの避難行動を確認  ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。 | 大雨・洪水・高潮注意報  （気象庁が発表） | ・氾濫注意情報  ・洪水キキクル（洪水警報の危険  度分布）（注意）  ・土砂災害に関するメッシュ情報  （注意） | | 警戒レベル３ | 危険な場所から高齢者等は避難  ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。  ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者  ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 | 高齢者等避難 （市町村長が発令） | ・氾濫警戒情報  ・洪水警報  ・洪水キキクル（洪水警報の危険  度分布）（警戒）  ・大雨警報（土砂災害）  ・土砂災害に関するメッシュ情報  （警戒）  ・高潮警報に切り替える可能性に  言及する高潮注意報 | | 警戒レベル４ | 危険な場所から全員避難  ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 | 避難指示  （市町村長が発令） | ・氾濫危険情報  ・洪水キキクル（洪水警報の危険  度分布）（非常に危険）  ・土砂災害警戒情報  ・土砂災害に関するメッシュ情報  （非常に危険）※１  ・高潮警報  ・高潮特別警報 | | 警戒レベル５ | 命の危険 直ちに安全確保  ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。  ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 | 緊急安全確保  （市町村長が発令） | ・氾濫発生情報  ・（大雨特別警報（浸水害））  ※２  ・（大雨特別警報（土砂災害））  ※２  ・高潮氾濫発生情報 |   注１　津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。なお、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。  注２　市町村長は、居住者等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。  注３　市町村長が発令する避難指示等は、市町村長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。  注４　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。  注５　※１土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、令和３年災対法改正に伴う警戒レベル相当情報の整理に時間を要するため、令和３年出水期においては、従前より用いている「非常に危険（うす紫）」が警戒レベル４相当情報となる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル５相当の危険度分布「黒」の新設を行い、それに伴い警戒レベル４相当の配色は「紫」に変更予定。それまでの間、土砂キキクルの「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル５の発令対象区域の絞り込みに活用する。  注６　緊急安全確保は、令和３年災対法改正により、警戒レベル５の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※２の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル５緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。  注７　気象庁では令和３年３月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」と定めました。  （略）  第８節　ライフライン確保体制の整備  （略）  第４　ガス（大阪ガス株式会社）  （略）  第５　電気通信（西日本電信電話株式会社等、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）  （略）  第６　住民への広報  （略）  ２　関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。  （略）  第１０節　避難行動要支援者支援体制の整備  （略）  第３　福祉避難所の指定  市町村は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。  （略）  第１１節　帰宅困難者支援体制の整備  （略）  市町村は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。  （略）  第２章　地域防災力の向上  第１節　防災意識の高揚  （略）  第２　防災教育  （略）  ２　消防団等による防災教育  府及び市町村は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、府民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう支援する。  （略）  第３節　ボランティアの活動環境の整備  （略）  ５　情報共有会議の整備・強化  府及び市町村は、ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。  （略）  第３章　災害予防対策の推進  第１節　都市防災機能の強化  （略）  第２　都市基盤施設の防災機能の強化  （略）  ２　河川における防災機能の強化  (1) 河川防災ステーション・船着場の整備促進  （略）  第７　ライフライン災害予防対策  （略）  ４　ガス（大阪ガス株式会社）  災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。  （略）  ５　電気通信（西日本電信電話株式会社等、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）  災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。  （略）  ９　災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理（府、市町村）  復旧・復興の支障とならないよう早期の廃棄物の処理体制の確保に努める。  （略）  (5）府又は市町村は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。  　（略）  第２節　地震災害予防対策の推進  （略）  第２　大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定（平成18年度公表）  （略）  ２ 府内の被害想定   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 想定地震 | 上町断層帯（Ａ） | 上町断層帯（Ｂ） | 生駒断層帯 | | 地震の規模 | マグニチュード（Ｍ）  　７．５～７．８ | マグニチュード（Ｍ）  　７．５～７．８ | マグニチュード（Ｍ）  　７．３～７．７ | | 計測震度４～７ | 計測震度４～７ | 計測震度４～７ | | （略） | | | |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 想定地震 | 有馬高槻断層帯 | 中央構造線断層帯 | 東南海･南海地震 | | 地震の規模 | マグニチュード（Ｍ）  　７．３～７．７ | マグニチュード（Ｍ）  　７．７～８．１ | マグニチュード（Ｍ）  　７．９～８．６ | | 計測震度３～７ | 計測震度３～７ | 計測震度４～６弱 | | （略） | | | |   ２　府内の被害想定   |  |  | | --- | --- | | 想定地震 | 南海トラフ巨大地震 | | 地震の規模 | マグニチュード（Ｍ）  　９．０～９．１ | | 計測震度５弱～６強 | | （略） | |   　　　（略）  第６　土木構造物の耐震対策等の推進  府、近畿地方整備局をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。  　　　　　　　　　（略）  ５　土砂災害防止施設  砂防えん堤、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設等については、必要に応じて耐震対策を実施する。  　　　　（略）  第３節　津波災害予防対策の推進  　　　　　　　　（略）  第２　ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進  （「津波防災地域づくりに関する法律」）  １　推進計画の作成等  　　　　　　　　（略）  (5) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者  河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ巨大地震等、津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の施設整備、補強、点検等の方針・計画を定めるとともに、内水排除施設等についても、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。  　　　　　　　　（略）  第３　防潮堤等の整備等  　　　　　　　　（略）  なお、防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。  　　　（略）  第５　津波から「逃げる」ための総合的な対策  府、沿岸市町は、「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。  第４節　水害予防対策の推進  府、市町村をはじめ関係機関は、河川・下水道・港湾・海岸・ため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。  第１　洪水対策  １　国土交通大臣管理河川の改修（近畿地方整備局）  (1) 200 年に一度発生する可能性のある降雨による洪水を対象として、計画的な河道改修やダムの建設を実施する。  (2) 河道改修やダムの建設の他に、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制等、総合治水対策を進める。  （略）  第４　水害減災対策  （略）  ５　水防と河川管理等の連携  （略）  (2) 府及び市町村は、国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」、「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「猪名川・藻川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。  （略）  第５節　土砂災害予防対策の推進  　　　　　　　　　　（略）  第１　土砂災害警戒区域等における防災対策  　（略）  （移設）  ７　「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知  　　　　　　　　　　（略）  第６　山地災害対策  １　農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要があるときは、森林を「保安林」（森林法第25条）として指定する。  ２　府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。  ３　特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木となる危険性の高い渓流沿いの立木の伐採、林外搬出などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。  ４　府及び市町村は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。  （新設）  第７　宅地防災対策  １　府及び指定都市、中核市、特例市、権限移譲市町村は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第３条）に指定する。  ２　府及び指定都市、中核市、特例市、権限移譲市町村は、宅地造成工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。  ３　府及び市町村は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロ－ルを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。  ４　府及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。  市町村は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、府は、これについての国からの情報収集等を行なう。  （新設） | 〔災害予防対策〕  第１章　防災体制の整備  第１節　総合的防災体制の整備  　　　　　（略）  第１　組織体制の整備  １　府の組織体制の整備  （略）  (1) 平常時から活動する組織  （略）  イ　大阪府防災・危機管理対策推進本部  府の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。  〔組織〕  本部長　　　知事  副本部長　　副知事（３名）、危機管理監  本部員　　　副首都推進局長、政策企画部長、企画室長、報道監、危機管理室長、万博推進局長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、ＩＲ推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長  (2) 災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織  （略）  イ　大阪府防災・危機管理指令部  災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、府域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。  〔組織〕  指令部長　　　　危機管理監  指令部副部長　　危機管理室長、事業調整室長  指令部員　　　　政策企画総務課長、企画室政策課参事、広域調整室事業推進課長、広域調整室空港課長、危機管理室防災企画課長、危機管理室災害対策課長、危機管理室消防保安課長、財政課長、法務課長、人事課長、庁舎室庁舎管理課長、スマートシティ戦略総務課長、府民文化総務課長、企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室森づくり課長、農政室整備課長、水産課長、都市整備総務課長、事業調整室都市防災課参事（防災計画グループ長）、道路環境課長、河川環境課長、大阪都市計画局総務企画課長、大阪港湾局計画調整担当課長、会計総務課長、教育総務企画課長  （略）  ウ　大阪府災害警戒本部  大阪府災害警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき、震度５弱又は震度５強を観測したとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。  〔組織〕  本部長　　　　　知事  副本部長　　　　副知事（３名）、危機管理監  本部員　　　　　政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、ＩＲ推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長  （略）  エ　大阪府災害対策本部  防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき、震度６弱以上の震度を観測したとき、特別警報が発表されたとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。  〔組織〕  本部長　　　　　知事  副本部長　　副知事（３名）、危機管理監  本部員　　　政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、ＩＲ推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長  （略）  カ　大阪府水防本部（「大阪府水防計画」参照）  水防を総括するために設置する。  〔組織〕  水防本部長　　知事  副本部長　　　副知事（都市整備部担当）、危機管理監  指揮監　　　　都市整備部長、環境農林水産部長、危機管理室長、大阪港湾局長  指揮監付　　　都市整備部技監、都市整備部次長、事業調整室長、河川室長、環境農林水産部次長、災害対策課長、大阪港湾局理事  指揮班長　　　事業調整室都市防災課参事（防災計画グループ長）  （略）  キ　震災応急対策連絡会議の設置  府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策連絡会議を設置する。  なお、必要に応じて構成員を追加する。  （ア）組織及び運営  ａ　組織構成  大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第3師団第3部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社関西支店  （略）  ４　男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備  　　府および市町村は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平常時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努めるものとする。  ５　その他の防災関係機関の組織体制の整備  災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。  ６　防災関係機関の連携  防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。  （略）  第２　防災拠点機能の確保・充実  府、市町村をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、防災拠点の再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。  　　　　　　　　　　（略）  第７　防災に関する調査研究の推進  　　　　　　　（略）  また、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。  なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。  さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。  　　　　　　　（略）  第２節　情報収集伝達体制の整備  （略）  第１　災害情報収集伝達システムの基盤整備  （略）  ２　無線通信施設の整備  （略）  (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関  ア　西日本電信電話株式会社等無線の整備充実  孤立防止用無線  イ　大阪ガス株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社無線の整備充実  （略）  第３　災害広報体制の整備  放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。  また、府及び市町村は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。  さらに、府は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。  （略）  第３節　消火・救助・救急体制の整備  （略）  第５　連携体制の整備  府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊等は平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。  （略）  第５節　緊急輸送体制の整備  （略）  第１　陸上輸送体制の整備  （略）  ２　緊急交通路の整備  道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。  また、河川管理者（国土交通大臣）は、緊急交通路の補完的機能を果たし、河川（淀川）における船着場と上流への航路確保に必要となる淀川大堰閘門の整備と併せ、一体的に機能する緊急用河川敷道路の整備に努める。  （略）  第３　水上輸送体制の整備  （略）  ２　河川における船着場の整備  河川管理者は、災害時において、陸上輸送に代わり河川を利用した緊急物資及び人員の輸送等を円滑に行なうために、都市河川で整備を進めてきた、船着場の適切な維持管理等に努める。  （略）  第６節　避難受入れ体制の整備  （略）  第１　避難場所、避難路の指定  （略）  ２　その他の避難場所及び避難路の指定  津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。  避難場所・避難路の指定にあたり、市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。  第３　指定避難所等の指定、整備  （略）  １　指定避難所の指定  （略）  (4) 市町村は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。  さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。  （略）  第５　避難指示等の事前準備  （略）  （削除）  第８節　ライフライン確保体制の整備  （略）  第４　ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）  （略）  第５　電気通信（西日本電信電話株式会社等、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）  （略）  第６　住民への広報  （略）  ２　関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。  （略）  第１０節　避難行動要支援者支援体制の整備  （略）  第３　福祉避難所の指定  市町村は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。  （略）  第１１節　帰宅困難者支援体制の整備  （略）  市町村は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。  府は、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、市町村と連携して市町村の一時滞在施設確保の支援に努める。  （略）  第２章　地域防災力の向上  第１節　防災意識の高揚  （略）  第２　防災教育  （略）  ２　消防団等が参画した防災教育  市町村は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、府民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう努めるものとし、府はそれを支援する。  （略）  第３節　ボランティアの活動環境の整備  （略）  ５　情報共有会議の整備・強化  府及び市町村は、ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。  （略）  第３章　災害予防対策の推進  第１節　都市防災機能の強化  （略）  第２　都市基盤施設の防災機能の強化  （略）  ２　河川における防災機能の強化  (1) 河川防災ステーション・船着場・淀川大堰閘門の整備促進  （略）  第７　ライフライン災害予防対策  （略）  ４　ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）  災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。  （略）  ５　電気通信（西日本電信電話株式会社等、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）  災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。  （略）  ９　災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理（府、市町村）  復旧・復興の支障とならないよう早期の廃棄物の処理体制の確保に努める。  （略）  (5）府又は市町村は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。  （略）  第２節　地震災害予防対策の推進  （略）  第２　大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定（平成18年度公表）  （略）  ２ 府内の被害想定   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 想定地震 | 上町断層帯（Ａ） | 上町断層帯（Ｂ） | 生駒断層帯 | | 地震の規模 | マグニチュード（Ｍ）  　７．５～７．８ | マグニチュード（Ｍ）  　７．５～７．８ | マグニチュード（Ｍ）  　７．３～７．７ | | 震度階級４～７ | 震度階級４～７ | 震度階級４～７ | | （略） | | | |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 想定地震 | 有馬高槻断層帯 | 中央構造線断層帯 | 東南海･南海地震 | | 地震の規模 | マグニチュード（Ｍ）  　７．３～７．７ | マグニチュード（Ｍ）  　７．７～８．１ | マグニチュード（Ｍ）  　７．９～８．６ | | 震度階級３～７ | 震度階級３～７ | 震度階級４～６弱 | | （略） | | | |   ２　府内の被害想定   |  |  | | --- | --- | | 想定地震 | 南海トラフ巨大地震 | | 地震の規模 | マグニチュード（Ｍ）  　９．０～９．１ | | 震度階級５弱～６強 | | （略） | |   （略）  第６　土木構造物の耐震対策等の推進  府、近畿地方整備局をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。  　　　　　　　　　（略）  ５　土砂災害防止施設  砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設等については、必要に応じて耐震対策を実施する。  　　　　　　　　　（略）  第３節　津波災害予防対策の推進  　　　　　　　　（略）  第２　ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進  （「津波防災地域づくりに関する法律」）  １　推進計画の作成等  　　　　　　　　（略）  (5) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者  河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ巨大地震等、津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の施設整備、補強、点検等の方針・計画を定めるとともに、内水排除施設等についても、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検、人員配置その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。  　　　　　　　　（略）  第３　防潮堤等の整備等  　　　　　　　　（略）  なお、防潮堤からの越水による長期湛水に備え、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。  　　　　　　　　（略）  第５　津波から「逃げる」ための総合的な対策  府、沿岸市町は、「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。  また、府および市町村は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。  第４節　水害予防対策の推進  府、市町村をはじめ関係機関は、河川・下水道・港湾・海岸・ため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施する。  第１　洪水対策  １　国土交通大臣管理河川の改修（近畿地方整備局）  (1) 200 年に一度発生する可能性のある降雨による洪水を対象として、計画的な河道改修やダムの建設を実施する。  (2) 河道改修やダムの建設に加え、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制等、流域治水対策を進める。  （略）  第４　水害減災対策  （略）  ５　水防と河川管理等の連携  （略）  (2) 府及び市町村は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国や府が組織する「淀川流域治水協議会（淀川分会、猪名川分会）」「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」、「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「猪名川・藻川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「寝屋川流域協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。  （略）  第５節　土砂災害予防対策の推進  　（略）  第１　土砂災害警戒区域等における防災対策  　（略）  ７　斜面判定制度の活用  府及び市町村は、必要に応じて、ＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。  ８　「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知  　（略）  第６　山地災害対策  １　農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要があるときは、森林を「保安林」（森林法第25条）として指定する。  ２　府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。  ３　府は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。  ４　さらに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。  ５　府及び市町村は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。  ６　府は、台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。  第７　宅地造成及び盛土等対策  １　府及び指定都市、中核市、特例市、権限移譲市町村は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第３条）に指定する。  ２　府及び指定都市、中核市、特例市、権限移譲市町村は、宅地造成工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。  ３　府は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロ－ルを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。  ４　府（政令市及び中核市を含む）は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、府は、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。  市町村は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、府は、これについての国からの情報収集等を行なう。  　　　　　　　　 ５　府および市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 |

| 大阪府地域防災計画　基本対策編（令和４年１月）  大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案　新旧対照表 | 修正案 |
| --- | --- |
| 〔災害応急対策〕  第１章　活動体制の確立  （略）  第１節　組織動員  （略）  第１　府の組織体制  （略）  ７　震災応急対策連絡会議の設置  (1) 組織及び運営  ア　組織構成  大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第３師団第３部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力送配電株式会社~~地域コミュニケーション部地域コミュニケーショングループ~~、大阪ガス株式会社~~中央保安指令部~~、西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室  （略）  第２　府の動員体制  　（略）  ３　職員の自動参集  (1) 職員は、府域において震度４以上を観測した場合には、１の基準に基づき、自動参集する。  (2) 緊急防災推進員は、府域において震度５弱以上を観測した場合には、指定された場所に参集する。  （略）  第２章　情報収集伝達・警戒活動  第１節　警戒期の情報伝達  （略）  第１　気象予警報の伝達  （略）  (2) 警報  気象現象等によって重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 種　　　　　類 | | 発　　　表　　　基　　　準 | | （略） | | | | 地面現象  警報 ☆ | 地面現象  警報 | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。 | | （略） | | | | 浸水警報☆ | 浸水警報 | 浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。 | | （略） | | |   注１　発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。  注２　注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第３条）  注３　☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）  注４　大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない~~（詳細は表１の「留意点」・「備考」参照）~~。  （略）  (5) 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路  気象予警報等は［別図1-1］、特別警報は［別図1-2］の伝達経路による。  ２　大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報  （略）   |  |  | | --- | --- | | 標題（種類） | 発　　　表　　　基　　　準 | | 氾濫注意情報  （洪水注意報） | いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 | | 氾濫警戒情報  （洪水警報） | いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 | | 氾濫危険情報  （洪水警報） | いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 | | 氾濫発生情報  （洪水警報） | 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。 |   （略）  　　　　３　大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する洪水予報  （略）  (2) 発表の基準   |  |  | | --- | --- | | 標題（種類） | 発　　　表　　　基　　　準 | | 氾濫注意情報  （洪水注意報） | いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 | | 氾濫警戒情報  （洪水警報） | いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 | | 氾濫危険情報  （洪水警報） | いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 | | 氾濫発生情報  （洪水警報） | 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。 |   第２　土砂災害警戒情報の伝達  １　大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報  府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。  （略）  (3) 土砂災害警戒情報の留意点  土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。  第４　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等  キキクル等の種類と概要   |  |  | | --- | --- | | 種　　類 | 概　　要 | | 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の 危険度分布） | 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。  ~~・「非常に危険」（うす紫）、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。~~  ~~・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。~~  ~~・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。~~  ~~※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用~~ | | 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） | 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 | | 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。  ~~・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。~~  ~~・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。~~  ~~・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。~~ | | 流域雨量指数の予測値 | 水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。 |   （略）  第５　住民への周知  　　　　　　　　　（略）  ３ 府は、日本放送協会（大阪~~拠点~~放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。  第２節　警戒活動  （略）  第１　気象観測情報の収集伝達  （略）  ５　情報交換の徹底  現地指導班長及び水防管理者は気象観測情報等の交換など、相互連絡に努める。  （略）  第３　水防活動  ２　水防管理団体等  (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。  (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。  ア　堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等  イ　堤防からの溢水状況  （略）  第４　土砂災害警戒活動  府及び市町村は、豪雨~~、暴風~~等によって生じる土砂災害に備える。  ~~１　警戒活動の基準~~  ~~(1) 土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所~~  ~~警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。~~  ~~ア 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域~~  ~~○　第１次警戒体制~~  ~~予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時~~  ~~【警戒活動】~~  ~~・各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。~~  ~~・地元自主防災組織等の活動を要請する。~~  ~~・必要に応じて、警戒区域の設定を行う。~~  ~~・住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。~~  ~~○　第２次警戒体制~~  ~~土砂災害警戒情報を発表時~~  ~~【警戒活動】~~  ~~・市町村は適時、適切に、災害対策基本法に基づく避難指示を行う。~~  ~~イ 地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域~~  ~~「ア」を参考に警戒活動を開始する。~~  ~~(2) 土砂災害警戒情報~~  ~~大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区気象台が共同して発表する情報である。~~  ~~なお、発表は、気象台の短時間降雨予測に基づき、気象台の土壌雨量指数等が基準を超過すると見込まれる場合、該当市町村に発表される。~~  ２　斜面判定制度の活用  府及び市町村は、必要に応じて、ＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。  ３　情報交換の徹底  府、市町村をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。  第５　異常現象発見時の通報  （略）  ２　水害（河川、海岸、ため池等）  堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下　等  （略）  第６　ライフライン・交通等警戒活動  １　ライフライン事業者  (3) ガス（大阪ガス株式会社）  （略）  (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）  第３節　津波警戒活動  （略）  ２　沿岸市町  沿岸市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、府警察及び第五管区海上保安本部と協力して、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。  第３　ライフライン・放送事業者の活動  （略）  ３　大阪ガス株式会社  利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。  ４　西日本電信電話株式会社大阪支店、株式会社ＮＴＴドコモ（関西支社）、ＫＤＤＩ株式会社関西総支社、ソフトバンク株式会社  大津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じる。  （略）  第４節　発災直後の情報収集伝達  （略）  第２　府における情報収集伝達  （略）  ［別図2-1］情報収集伝達経路　（組織改編により、建築部のを都市整備部へ）  別図２－1　情報収集伝達経路  ２　災害情報の収集伝達  市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行う。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。  （略）  第３　市町村における情報収集伝達  災害発生後、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。  （略）  第５　通信手段の確保  （略）  ３　西日本電信電話株式会社（大阪支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。  第５節　災害広報  （略）  第３　報道機関との連携  １　緊急放送の実施  日本放送協会（大阪~~拠点~~放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、株式会社ＭＢＳラジオ、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社ＦＭ８０２）は、次の場合に緊急放送を行う。  （略）  ４　安否情報の提供  日本放送協会（大阪~~拠点~~放送局）は、安否情報の提供に努める。  　（略）  第４章　避難行動  第１節　避難誘導  第１　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保  市町村長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、避難指示等を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。  また、府は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。  １　避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 警戒レベル | 居住者等がとるべき行動 | 行動を居住者等に  促す情報 | 居住者が自ら行動をとる際の  判断に参考となる情報 （警戒レベル相当情報） | | 警戒レベル１ | 災害への心構えを高める  ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。 | 早期注意情報 （気象庁が発表） |  | | 警戒レベル２ | 自らの避難行動を確認  ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。 | 大雨・洪水・高潮注意報  （気象庁が発表） | ・氾濫注意情報  ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意）  ・土砂災害に関するメッシュ情報（注意） | | 警戒レベル３ | 危険な場所から高齢者等は避難  ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。  ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者  ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 | 高齢者等避難 （市町村長が発令） | ・氾濫警戒情報  ・洪水警報  ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）  ・大雨警報（土砂災害）  ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）  ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報 | | 警戒レベル４ | 危険な場所から全員避難  ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 | 避難指示  （市町村長が発令） | ・氾濫危険情報  ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険）  ・土砂災害警戒情報  ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険）  ・高潮警報  ・高潮特別警報 | | 警戒レベル５ | 命の危険 直ちに安全確保  ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。  ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 | 緊急安全確保  （市町村長が発令） | ・氾濫発生情報  ・（大雨特別警報（浸水害））※２  ・（大雨特別警報（土砂災害））※２  ・高潮氾濫発生情報 |   （略）  ~~注５　※１土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、令和３年災対法改正に伴う警戒レベル相当情報の整理に時間を要するため、令和３年出水期においては、従前より用いている「非常に危険（うす紫）」が警戒レベル４相当情報となる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル５相当の危険度分布「黒」の新設を行い、それに伴い警戒レベル４相当の配色は「紫」に変更予定。それまでの間、土砂キキクルの「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル５の発令対象区域の絞り込みに活用する。~~  注６　緊急安全確保は、令和３年災対法改正により、警戒レベル５を災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※２の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル５緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。  注７　気象庁~~で~~は令和３年３月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めました。  （略）  第２　洪水、高潮、土砂災害による高齢者等避難の指示  １　知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、河川~~及びため池~~で警戒水位に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20ｍ/sに達するなど洪水又は高潮により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により高齢者等避難を指示する。  　　　　（略）  第２節　指定避難所の開設・運営等  （略）  第２　指定避難所の管理、運営  ２　指定避難所の管理、運営の留意点  （略）  　　　　　（新設）  (5) 避難行動要支援者への配慮  (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティショ　　　　ン等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施  (7) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮  (8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）  (9) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者への配慮  (10) 指定避難所運営組織への女性の参加  (11) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮  (12) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮  （13）女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。  (14) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること  (15) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること  (16) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること  （新設）  (17) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと  (18) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。  （略）  第５章　交通対策、緊急輸送活動  第１節　交通規制・緊急輸送活動  （略）  第３　航空輸送  （略）  ３　航空運用調整  (1) 府は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。  (2) 航空運用調整班は、消防、警察、国土交通省、第五管区海上保安本部、自衛隊、ＤＭＡＴ都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。  　　（新設）  （略）  第６章　二次災害防止、ライフライン確保  （略）  第３節　ライフライン・放送の確保  （略）  第１　被害状況の報告  （略）  ２　府内水道（用水供給）事業体、大阪ガス株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度５弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。  （略）  第２　ライフライン事業者における対応  （略）  ４　ガス（大阪ガス株式会社）  （略）  ５　電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、  ソフトバンク株式会社）  （略）  第７章　被災者の生活支援  （略）  第４節　緊急物資の供給  （略）  なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。  （略）  第７節　自発的支援の受入れ  府内外から寄せられる支援申入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。  第１　ボランティアの受入れ  府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。  また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。  これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする  （略）  ２　大阪府社会福祉協議会  (1) ボランティアセンターの設置・運営  災害時におけるボランティアの受入れの総合調整機能を果たすため、ボランティアセンターを設置し、各方面から寄せられるボランティアニーズの把握及び派遣にかかる連絡・調整を行う。  (2) 関係団体・大阪府との連携  ボランティア関係団体への情報の提供に努めるとともに、必要に応じ、大阪府に対して支援を要請する。  ３　府  (1) 活動環境の整備  災害の状況、市町村から収集した住民のニーズ等の情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。  また、大阪府社会福祉協議会等のボランティア活動推進機関と「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。  第８章　社会環境の確保  第２節　廃棄物の処理  （略）  第３　災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理  （略）  ２　府  　　　　　（略）  (3) 市町村等が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市町村等から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会に対して協力を要請する。 | 〔災害応急対策〕  第１章　活動体制の確立  （略）  第１節　組織動員  （略）  第１　府の組織体制  （略）  ７　震災応急対策連絡会議の設置  (1) 組織及び運営  ア　組織構成  大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第３師団第３部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社関西支店  （略）  第２　府の動員体制  　（略）  ３　職員の自動参集  (1) 職員は、府域において震度４以上を観測した場合には、１の基準に基づき、自動参集する。  (2) 緊急防災推進員は、勤務時間外に府域において震度５弱以上を観測した場合には、指定された場所に参集する。但し、市町村本庁舎に参集する緊急防災推進員については、勤務時間外に当該市町村において、震度５弱以上を観測した場合に指定された場所に参集する。  （略）  第２章　情報収集伝達・警戒活動  第１節　警戒期の情報伝達  （略）  第１　気象予警報の伝達  （略）  (2) 警報  気象現象等によって重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 種　　　　　類 | | 発　　　表　　　基　　　準 | | （略） | | | | 地面現象  警報 ★ | 地面現象  警報 | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。 | | （略） | | | | 浸水警報★ | 浸水警報 | 浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。 | | （略） | | |   注１　発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。  注２　注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第３条）  注３　☆印は、その注意報事項を気象注意報に含めて行う。（気象庁予報警報規則第12条）  　　　★印は、その警報事項を気象警報に含めて行う。（気象庁予報警報規則第12条）  注４　大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない。  （略）  (5) 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路  気象予警報等の関係機関への伝達経路は、府水防計画で定める経路による。  ２　大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報  　　　　（略）   |  |  | | --- | --- | | 標題（種類） | 発　　　表　　　基　　　準 | | 氾濫注意情報  （洪水注意報） | 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。  ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 | | 氾濫警戒情報  （洪水警報） | 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。  高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 | | 氾濫危険情報  （洪水警報） | 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。  いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。  危険な場所からの全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 | | 氾濫発生情報  （洪水警報） | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。  新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。 |   （略）  ３　大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する洪水予報  　　　　（略）  (2) 発表の基準   |  |  | | --- | --- | | 標題（種類） | 発　　　表　　　基　　　準 | | 氾濫注意情報  （洪水注意報） | 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。  ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 | | 氾濫警戒情報  （洪水警報） | 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 | | 氾濫危険情報  （洪水警報） | 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。  いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 | | 氾濫発生情報  （洪水警報） | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。  新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。 |   第２　土砂災害警戒情報の伝達  １　大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報  府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。  （略）  (3) 土砂災害警戒情報の留意点  土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。  第４　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等  キキクル等の種類と概要   |  |  | | --- | --- | | 種　　類 | 概　　要 | | 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の 危険度分布） | 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 | | 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） | 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 | | 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 | | 流域雨量指数の予測値 | 水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。 |   （略）  第５　住民への周知  （略）  ３ 府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。  第２節　警戒活動  （略）  第１　気象観測情報の収集伝達  （略）  ５　情報交換の徹底  府、市町村をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。  （略）  第３　水防活動  ２　水防管理団体等  (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。  (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。  ア　堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等  イ　堤防からの越水状況  （略）  第４　土砂災害警戒活動  府及び市町村は、豪雨等によって生じる土砂災害に備える。  ※活動は「府水防計画（第５章 第９節）」による  （削除）  （移設）  （移設）  第５　異常現象発見時の通報  （略）  ２　水害（河川、海岸、ため池等）  堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの越水、堤防の天端の亀裂又は沈下　等  （略）  第６　ライフライン・交通等警戒活動  １　ライフライン事業者  (3) ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）  （略）  (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）  第３節　津波警戒活動  第１　避難対策等  （略）  ２　沿岸市町  沿岸市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、府警察及び第五管区海上保安本部と協力して、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。  第３　ライフライン・放送事業者の活動  （略）  ３　大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社  利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。  ４　西日本電信電話株式会社関西支店、株式会社ＮＴＴドコモ（関西支社）、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社  大津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じる。  （略）  第４節　発災直後の情報収集伝達  （略）  第２　府における情報収集伝達  （略）  ［別図2-1］情報収集伝達経路    ２　災害情報の収集伝達  市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。安否不明者等の氏名等は、救助活動の円滑化につながると府が判断する場合、市町村他関係機関から得た情報を基に、すみやかに安否不明者の氏名公表を行う。なお、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通じて防災関係機関との共有を図る。  （略）  第３　市町村における情報収集伝達  災害発生後、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。  （略）  第５　通信手段の確保  （略）  ３　西日本電信電話株式会社（関西支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。  第５節　災害広報  （略）  第３　報道機関との連携  １　緊急放送の実施  日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、株式会社ＭＢＳラジオ、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社ＦＭ８０２）は、次の場合に緊急放送を行う。  （略）  ４　安否情報の提供  日本放送協会（大阪放送局）は、安否情報の提供に努める。  　（略）  第４章　避難行動  第１節　避難誘導  第１　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保  市町村長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、避難指示等を発令する。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。  なお、府は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。  １　避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 警戒レベル | 居住者等がとるべき行動 | 行動を居住者等に  促す情報 | 居住者等が自ら行動をとる際の  判断に参考となる情報 （警戒レベル相当情報） | | 警戒レベル１ | 災害への心構えを高める  ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。 | 早期注意情報 （気象庁が発表） |  | | 警戒レベル２ | 自らの避難行動を確認  ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。 | 大雨・洪水・高潮注意報  （気象庁が発表） | ・氾濫注意情報  ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意）  ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意）  ・府が提供する土砂災害危険度情報（注意） | | 警戒レベル３ | 危険な場所から高齢者等は避難  ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。  ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者  ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 | 高齢者等避難 （市町村長が発令） | ・氾濫警戒情報  ・洪水警報  ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）  ・大雨警報（土砂災害）  ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）  ・府が提供する土砂災害危険度情報（警戒）  ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報 | | 警戒レベル４ | 危険な場所から全員避難  ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 | 避難指示  （市町村長が発令） | ・氾濫危険情報  ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険）  ・土砂災害警戒情報  ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険）  ・府が提供する土砂災害危険度情報（危険）  ・高潮警報  ・高潮特別警報 | | 警戒レベル５ | 命の危険 直ちに安全確保  ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。  ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 | 緊急安全確保  （市町村長が発令） | ・氾濫発生情報  ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫）  ・（大雨特別警報（浸水害））※１  ・（大雨特別警報（土砂災害））※１  ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫）  ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）  ・高潮氾濫発生情報 |   （略）  注４　緊急安全確保は、令和３年災対法改正により、警戒レベル５を災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※１の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル５緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。  注５　気象庁は令和３年３月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。  （略）  第２　洪水、高潮、土砂災害による高齢者等避難の指示  １　市町村長は、河川で避難判断水位に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20ｍ/sに達するなど洪水又は高潮により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により高齢者等避難を発令・伝達する。  　　　　　（略）  第２節　指定避難所の開設・運営等  （略）  第２　指定避難所の管理、運営  ２　指定避難所の管理、運営の留意点  （略）  (5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保  (6) 避難行動要支援者への配慮  (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティショ　　　　ン等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施  (8) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮  (9) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）  (10) 高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮  (11) 指定避難所運営組織への女性の参加  (12) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮  (13) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮  （14）女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。  (15) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること  (16) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること  (17) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること  (18) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること  (19) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと  (20) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。  （略）  第５章　交通対策、緊急輸送活動  第１節　交通規制・緊急輸送活動  （略）  第３　航空輸送  （略）  ３　航空運用調整  (1) 府は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。  (2) 航空運用調整班は、消防、警察、国土交通省、第五管区海上保安本部、自衛隊、ＤＭＡＴ都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。  (3) 航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。  （略）  第６章　二次災害防止、ライフライン確保  （略）  第３節　ライフライン・放送の確保  （略）  第１　被害状況の報告  （略）  ２　府内水道（用水供給）事業体、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度５弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。  （略）  第２　ライフライン事業者における対応  （略）  ４　ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）  （略）  ５　電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、  ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）  （略）  第７章　被災者の生活支援  （略）  第４節　緊急物資の供給  （略）  なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。  （略）  第７節　自発的支援の受入れ  府内外から寄せられる支援申入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。  第１　ボランティアの受入れ  府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、ＮＰＯ・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。  府及び市町村は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。  これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする  （略）  ２　大阪府社会福祉協議会  (1) ボランティアセンターの運営  災害時におけるボランティアの受入れの総合調整機能を果たすため、ボランティアセンターを設置し、各方面から寄せられるボランティアニーズの把握及び派遣にかかる連絡・調整を行う。  (2) 関係団体・大阪府との連携  ボランティア関係団体への情報の提供に努めるとともに、必要に応じ、大阪府に対して支援を要請する。また、「大阪災害支援連携会議」等を活用しながら、発災時における対応等を情報交換し、被災者ニーズ等の対応を市町村社会福祉協議会等へフィードバックする。  ３　府  (1) 活動環境の整備  災害の状況、市町村から収集した住民のニーズ等の情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。  また、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワークと「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。  第８章　社会環境の確保  第２節　廃棄物の処理  （略）  第３　災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理  （略）  ２　府  　　　　　（略）  (3) 市町村等が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市町村等から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び一般社団法人大阪府清掃事業連合会に対して協力を要請する。 |

| 大阪府地域防災計画（令和４年１月）  大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案　新旧対照表 | 修正案 |
| --- | --- |
| 〔事故等災害応急対策〕  （略）  第２節　航空災害応急対策  （略）  第２　大阪国際空港  （略）  別図１〔連絡系統図　大阪国際空港〕  （注)　事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。    ６　応急活動  （略）  (8) 西日本電信電話株式会社大阪支店  通信手段の確保  （略）  第３　関西国際空港  （略）  ６　応急活動  （略）  (9) 西日本電信電話株式会社  通信手段の確保  第５節　危険物等災害応急対策  第６　管理化学物質災害応急対策  〔別図〕  発見者  管理化学物質取扱事業者  隣接市町村  市町村  消防本部  警察署  大阪府警察本部  大阪府危機管理室  大阪府環境保全課  凡　　例  ；通常の通信系統  ；必要に応じての通信系統  近畿地方整備局港湾空港部  第五管区海上保安本部  　第６節　高層建築物、地下街、市街地災害応急対策  （略）  第４　市町村  １　ガス漏洩事故  （略）  (6) ガスの供給遮断  ア　ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社（都市ガスの場合）、または、一般社団法人大阪府ＬＰガス協会が指定する通報事業所（ＬＰガスの場合）が行う。  イ　大阪ガス株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社等に連絡する。  （略）  第６　大阪ガス株式会社  災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。 | 〔事故等災害応急対策〕  （略）  第２節　航空災害応急対策  （略）  第２　大阪国際空港  （略）  別図１〔連絡系統図　大阪国際空港〕  （注)　事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。    ６　応急活動  （略）  (8) 西日本電信電話株式会社関西支店  通信手段の確保  （略）  第３　関西国際空港  （略）  ６　応急活動  （略）  (9) 西日本電信電話株式会社関西支店  通信手段の確保  第５節　危険物等災害応急対策  第６　管理化学物質災害応急対策  〔別図〕  発見者  管理化学物質取扱事業者  隣接市町村  市町村  消防本部  警察署  大阪府警察本部  大阪府危機管理室  大阪府環境管理室  凡　　例  ；通常の通信系統  ；必要に応じての通信系統  近畿地方整備局港湾空港部  第五管区海上保安本部  　第６節　高層建築物、地下街、市街地災害応急対策  （略）  第４　市町村  １　ガス漏洩事故  （略）  (6) ガスの供給遮断  ア　ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社（都市ガスの場合）、または、一般社団法人大阪府ＬＰガス協会が指定する通報事業所（ＬＰガスの場合）が行う。  イ　大阪ガスネットワーク株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社等に連絡する。  （略）  第６　大阪ガスネットワーク株式会社  災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。 |

| 大阪府地域防災計画（令和４年１月）  大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案　新旧対照表 | 修正案 |
| --- | --- |
| 〔災害復旧・復興対策〕  第１章　災害復旧対策  （略）  第１節　復旧事業の推進  府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の府民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、復旧事業を推進する。  また、府は、被害状況の把握と対応策の検討にあわせ、応急・復旧事業に係る財政需要見込を算定する。この財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて機動的かつ柔軟な予算執行等を行うものとする。  なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。  （略）  第５節　ライフライン等の復旧  （略）  ４　ガス（大阪ガス株式会社）  (1) 復旧計画  （略）  ５　電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、  ソフトバンク株式会社）  (1) 復旧計画  （略） | 〔災害復旧・復興対策〕  第１章　災害復旧対策  （略）  第１節　復旧事業の推進  府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の府民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、復旧事業を推進する。  被災地方公共団体は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。  また、府は、被害状況の把握と対応策の検討にあわせ、応急・復旧事業に係る財政需要見込を算定する。この財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて機動的かつ柔軟な予算執行等を行うものとする。  なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。  （略）  第５節　ライフライン等の復旧  （略）  ４　ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）  (1) 復旧計画  （略）  ５　電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、  ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）  (1) 復旧計画  （略） |